

大切なお子さんのお誕生おめでとうございます。  
 お子さんの誕生にあたって、各種の手続きが必要となります。このチェックリストでご確認ください。

# 出生

出生  
 に関連する主な手続き

様

本庁・支所 マークのあるものは、  
 三国・丸岡・春江支所でも受付しています。

下記事項にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き等	必要なもの	該当	問合窓口	受付済
<b>住所 戸籍</b> 出生届 母子健康手帳への出生届出済証明 お子さんのマイナンバー	お子さんが生まれた日を含めて14日以内に手続きが必要です	・本人確認書類 ・出生届(出生証明書添付)			
	母子健康手帳の「出生届出済証明」欄への証明	・母子健康手帳		①市民生活課(1階) 0776-50-3030	
	出生届提出から約2週間後、国から通知が郵送(書留)されます	※急ぎマイナンバーを知りたいときは、窓口でマイナンバー入りの住民票をご取得ください		本庁・支所	
<b>国保 年金</b> お子さんが国民健康保険に加入する方 出産した方が国民健康保険の方 →出産した医療機関で「直接支払制度」の手続きをし、出産費用が基準額より少額だった方 →国民健康保険税を納付している方 →国民年金第1号被保険者の方 →出産時等に健康保険が適用された方(帝王切開等)	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	・本人確認書類 ※以下の手続きにも全て必要			
	「出産育児一時金」の支給申請 ※後日、申請書を郵送します オンライン申請できます→	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の通帳又はキャッシュカード <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書の原本 ・代理契約に関する合意文書の原本		③保険年金課(1階) 0776-50-3031	
	国民健康保険税免除制度の届出 ※出産予定日の6カ月前から申請できます	・被保険者証または資格確認書など ・母子健康手帳 ・マイナンバーがわかるもの		⑩-2税務課(1階) 0776-50-3023 ※国民健康保険税に関すること	
	国民年金保険料免除制度の届出 ※出産予定日の6カ月前から申請できます オンライン申請できます→	・基礎年金番号又はマイナンバーがわかるもの ・母子健康手帳		本庁・支所	
	国民健康保険の高額療養費請求 ※後日、坂井市から申請書を郵送	・世帯主の通帳又はキャッシュカード			
<b>子ども</b> 児童手当の申請 ※原則、父母のうち所得の高い方が受給者となります。 ※申請者が公務員の方は、勤務先で申請してください。 (公益法人等への派遣を除く) →生まれたお子さんが第2子以降の方 子ども医療費助成の申請 ※お子さんの保険証等ができてからの手続きとなります 予防接種・乳児健診手帳・産後ケア利用券の交付 第2子以降(0~2歳児)のお子さんを保育園等を利用せず、家庭で育児している方 (※両親共に育児休業給付金を受給していない) ひとり親家庭等に該当する方 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請 医師から入院・養育が必要と診断されたお子さん 保育園等に入園を希望する方 →きょうだい児が保育園等を利用している方 放課後児童クラブを利用している方 ※保護者が育児休業を取得する場合	【出生の翌日から起算して15日以内】 児童手当の申請 ※必要なものが揃っていない場合もお立ち寄りください	・受給者の通帳又はキャッシュカード ・受給者の加入健康保険内容を確認できるもの(保険証、資格確認書等) ・受給者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの ・お子さんが市外在住の場合はマイナンバーが確認できるもの		⑤子ども福祉課(1階) 0776-50-3042	
	児童手当の額改定認定請求	・お子さんが市外在住の場合はマイナンバーが確認できるもの			
	子ども医療費助成の申請 オンライン申請できます→	・お子さんの加入健康保険内容を確認できるもの(保険証、資格確認書等) ・健康保険扶養者の通帳又はキャッシュカード ・すでにお子さんが医療機関を受診している場合は、その領収証原本		本庁・支所	
	予防接種・乳児健診手帳・産後ケア利用券の交付	予防接種・乳児健診手帳・産後ケア利用券の交付			
	在宅育児応援手当の相談・申請	・審査・支払い等にかかる同意書 ・育児休業給付金受給申請状況証明書(勤務先から発行) ・申請者の通帳又はキャッシュカード			
	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	<主なもの> ・親とお子さんの加入健康保険内容を確認できるもの(保険証、資格確認書等) ・マイナンバーが確認できるもの ・申請者とお子さんの戸籍謄本 ・申請者の通帳 ・申請者の年金手帳 ※その他、状況により必要な書類が異なる場合があります		⑤子ども福祉課(1階) 0776-50-3042 本庁のみ	
	養育医療給付の相談・申請	※右記窓口でご相談ください			
	保育園等の入園相談・申込	<申込の場合> ・保育の必要な事由を証明する書類 ・マイナンバー確認書類			
	教育・保育給付認定変更の手続き	・母子健康手帳(出生届出事項証明のページ)の写し ・育児休業期間がわかるもの(勤務先から発行)		⑧保育課(1階) 0776-50-3088 本庁のみ	
	放課後児童クラブ休会手続き オンライン申請できます→	・母子健康手帳(出生届出事項証明のページ)の写し ・育児休業期間がわかるもの(勤務先から発行)		本庁のみ	

以下に記載の手続きは、お子さんの誕生に関連した市役所外での主な手続きになります。  
 なお、必要な持ち物については、勤務先・金融機関等によって異なる場合がありますので、必ずご確認をお願いします。

下記事項にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き等	必要なもの	該当	問合窓口	受付済
<b>社会保険</b> お子さんの健康保険の申請	お子さんの保険証等は「子ども医療費助成申請」や、病院受診時に必要となるため、なるべく早くの申請をおすすめします。	・扶養者の本人確認書類 ・扶養者とお子さんのマイナンバーがわかるもの(マイナンバー住民票等)	■	勤務先 (各加入保険)	
出産育児一時金の支給申請	社会保険に加入している方が出産したときに、出産にかかる経済的負担を軽減するために一時金が支給されます。勤務先の担当者に確認しましょう。	<差額申請時> ・申請者の加入健康保険内容を確認できるもの(保険証、資格確認書等) ・母子健康手帳(出生届出事項証明のページ)の写し ・申請者の通帳又はキャッシュカード	■	勤務先 (各加入保険)	
高額療養費申請(帝王切開等でお産した場合)	社会保険に加入している方が帝王切開等でお産した場合は、高額療養費制度の対象となります。勤務先の担当者に確認しましょう。	・出産費用の領収・明細書 ・申請者の加入健康保険内容を確認できるもの(保険証、資格確認書等) ・申請者の通帳又はキャッシュカード	■	勤務先 (各加入保険)	
出産手当金の申請	出産前後の働けない期間の生活を支えるために支給されるお金です。勤務先の担当者に確認しましょう。	・健康保険出産手当金支給申請書(病院と勤務先が必要事項を記入) ・申請者の加入健康保険内容を確認できるもの(保険証、資格確認書等) ・申請者の通帳又はキャッシュカード	■	勤務先 (各加入保険)	
育児休業給付金の申請	育児休業中に生活を支えるために支給されるお金です。出産手当金の支給が終わった翌日から子どもが1歳になるまでが対象期間です。	・休業開始時賃金月額証明書 ・育児休業給付受給確認票 ・母子健康手帳(出生届出事項証明のページ)の写し ・マイナンバーがわかるもの	■	勤務先 (各加入保険)	
<b>銀行</b> 銀行口座の開設	お子さん名義の口座の開設	・金融機関届出印 ・お子さんの本人確認書類(マイナンバーカード、保険証等+母子手帳等) ・親権者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・名義人と来店者の関係を確認できる書類(住民票の写し、戸籍謄抄本等)	■	各金融機関	

**マイナンバーカードで  
コンビニ交付が  
利用できます**

便利で簡単にいつでも



🌸 土日・祝日を含めた毎日、朝6時30分～夜11時までご利用できます。

🌸 窓口での取得よりも手数料が100円お安くなっています。

取得できる証明書	証明交付手数料	
住民票の写し (世帯全員・世帯の一部)	1通	200円
印鑑登録証明書(本人のみ)	1通	200円
所得課税証明書(本人のみ) ※現年度分に限る	1通	200円
戸籍(全部・個人)事項証明書 ※本籍が坂井市の方	1通	350円
戸籍の附票の写し ※本籍が坂井市の方	1通	200円

※出生届出後、10日間程度は窓口やコンビニで、戸籍証明書を取得することができなくなります。

詳しくはこちら 



**坂井市**  
LINE 公式アカウント

こちらの QR コードから「福井県坂井市」を友だちに追加⇒



@fukui\_sakai\_city

坂井市ホームページ <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>

 **坂井市役所**  
〒919-0592  
坂井市坂井町下新庄第1号1番地

☎ 0776-66-1500(代表)

受付時間 朝 **8時30分** ~ 夕方 **5時15分**  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)



- 三国支所: 坂井市三国町中央一丁目5番1号 ☎0776-82-8900・82-8901・82-8902
- 丸岡支所: 坂井市丸岡町西里丸岡第12号21番地1 ☎0776-68-0801・66-0803・66-0804
- 春江支所: 坂井市春江町随応寺第17号10番地 ☎0776-51-9401・51-9403

**坂井ほや丸**  
坂井市らしさ、かがやく。公式キャラクター

©SakaiCity

R7.12 更新版